

平成31年3月20日

土木部各課長 様
土木部各出先機関長

土木部長

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領の
一部改正について（通知）

このことについて、高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

評価項目ごとの評価バランスを考慮するとともに、平成30年7月豪雨に係る災害復旧及び政府の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応に向けた入札事務の簡素化のため、一部の項目の評価基準等を改めました。

2 改正内容

(1) 4-2 技術的能力の審査 (1) 評価項目、評価基準及び配点 ①企業の評価及び②配置予定技術者の評価 について、以下の改正を行いました。

ア 「同種・類似工事の実績の有無」について、以下のとおり改めます。

(ア) 同種・類似工事の実績について、3件までを段階的に評価していたものを実績の有無で評価することとします。

(イ) 評価の対象を平成21年度以降の実績にします。

イ 「同種・類似工事の成績評定」について、以下のとおり改めます。

(ア) 評価対象となる工事の成績評定点の平均値により評価していたものを、1件の成績評定点により評価することとします。

(イ) 評価の対象を平成28年度以降の実績にします。

ウ 「優良工事表彰の有無」について、評価の対象を平成28年度以降の実績にします。

(2) その他、必要な規定及び表記の整理を行います。

3 施行日

この改正は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用します。

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領の
一部改正について（通知）

このことについて、高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、参考に送付します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

評価項目ごとの評価バランスを考慮するとともに、平成30年7月豪雨に係る災害復旧及び政府の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応に向けた入札事務の簡素化のため、一部の項目の評価基準等を改めました。

2 改正内容

(1) 4-2 技術的能力の審査 (1) 評価項目、評価基準及び配点 ①企業の評価及び②配置予定技術者の評価 について、以下の改正を行いました。

ア 「同種・類似工事の実績の有無」について、以下のとおり改めます。

(ア) 同種・類似工事の実績について、3件までを段階的に評価していたものを実績の有無で評価することとします。

(イ) 評価の対象を平成21年度以降の実績にします。

イ 「同種・類似工事の成績評定」について、以下のとおり改めます。

(ア) 評価対象となる工事の成績評定点の平均値により評価していたものを、1件の成績評定点により評価することとします。

(イ) 評価の対象を平成28年度以降の実績にします。

ウ 「優良工事表彰の有無」について、評価の対象を平成28年度以降の実績にします。

(2) その他、必要な規定及び表記の整理を行います。

3 施行日

この改正は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用します。

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領

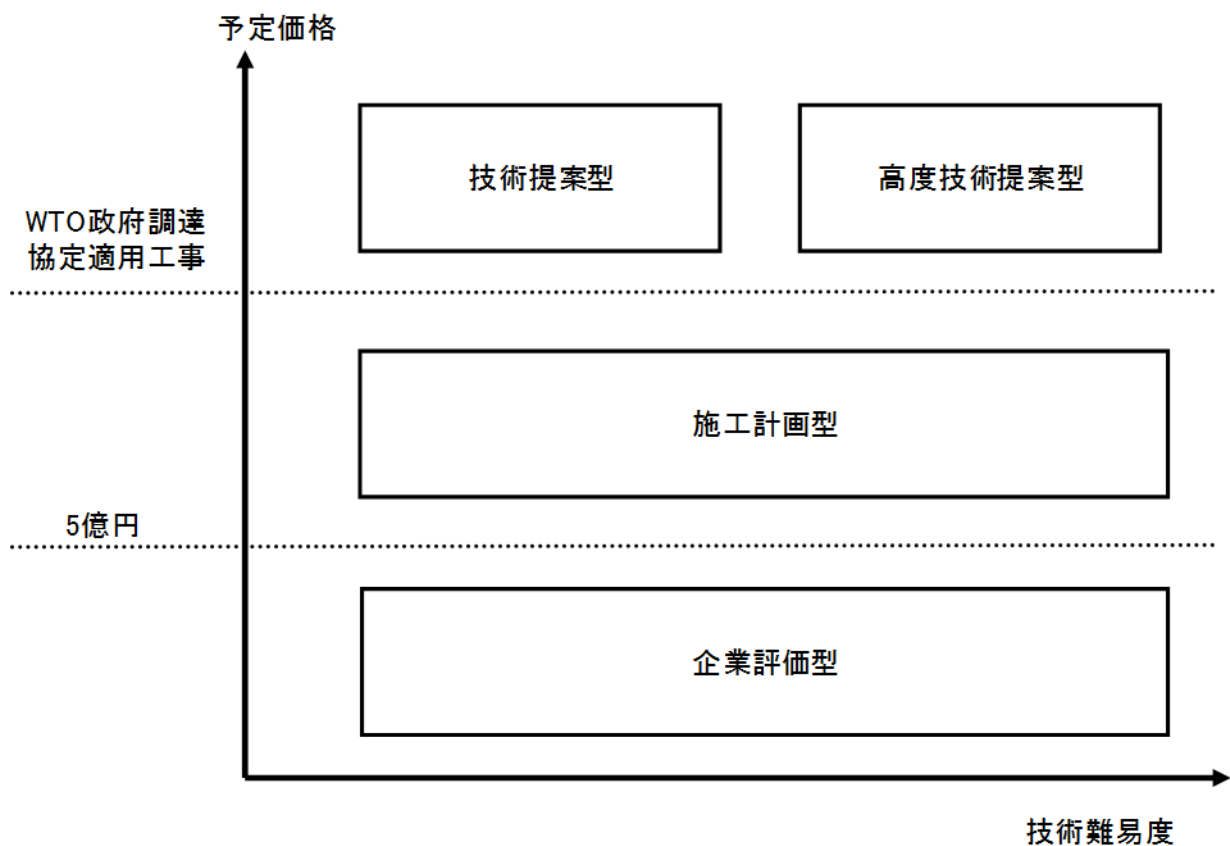
この要領は、高知県土木部が総合評価方式により入札する場合の事務処理の効率化等を目的に、高知県土木部総合評価方式実施要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）に基づく運用上の基本的な事項を定める。

1 総合評価方式の選定

工事の特性（規模、技術的な工夫の余地など）に応じて、企業評価型、施工計画型、技術提案型又は高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選定する。

一般競争入札の対象工事で、選定の目安として下図を参考に選定する。

【総合評価方式 適用表】



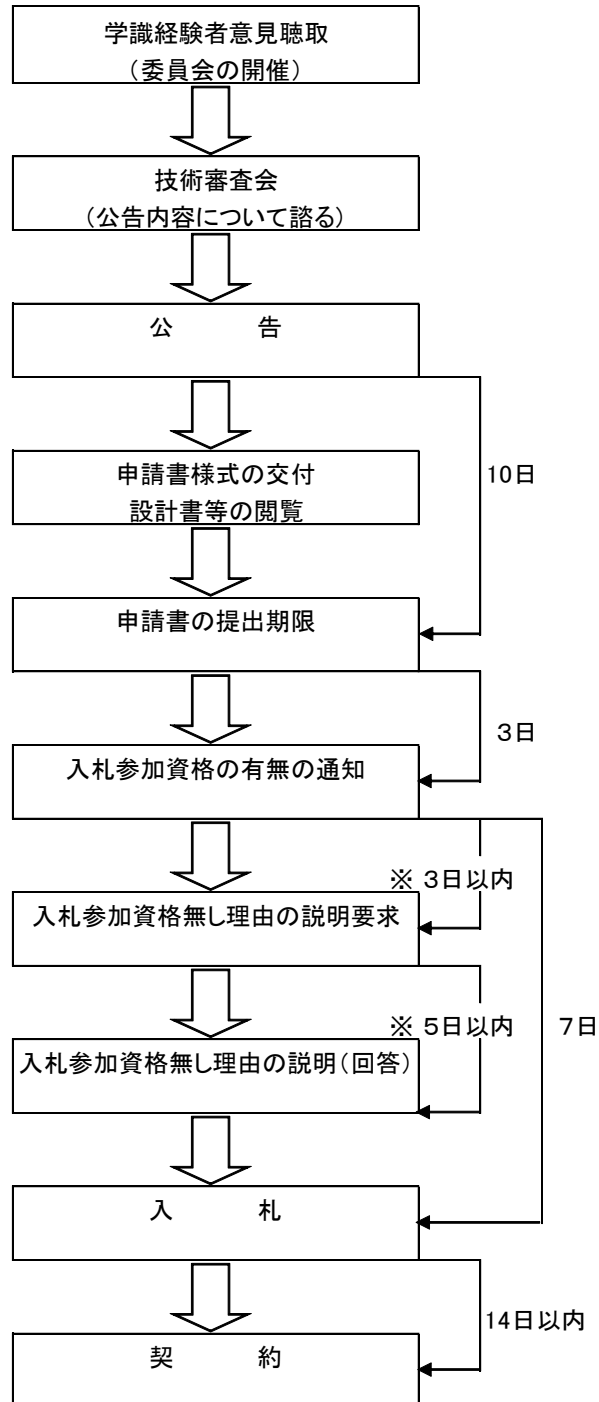
注：各工事の技術難易度については、工事の規模及び内容・工期・施工難易度・周辺環境・技術的工夫の余地・ライフサイクルコスト等を考慮した上で、それぞれ判断する。

2 実施手順

総合評価方式を実施する場合の標準的な手順は、以下のとおりである。

なお、所要日数は、目安であり工事の内容に応じて変化する可能性がある。

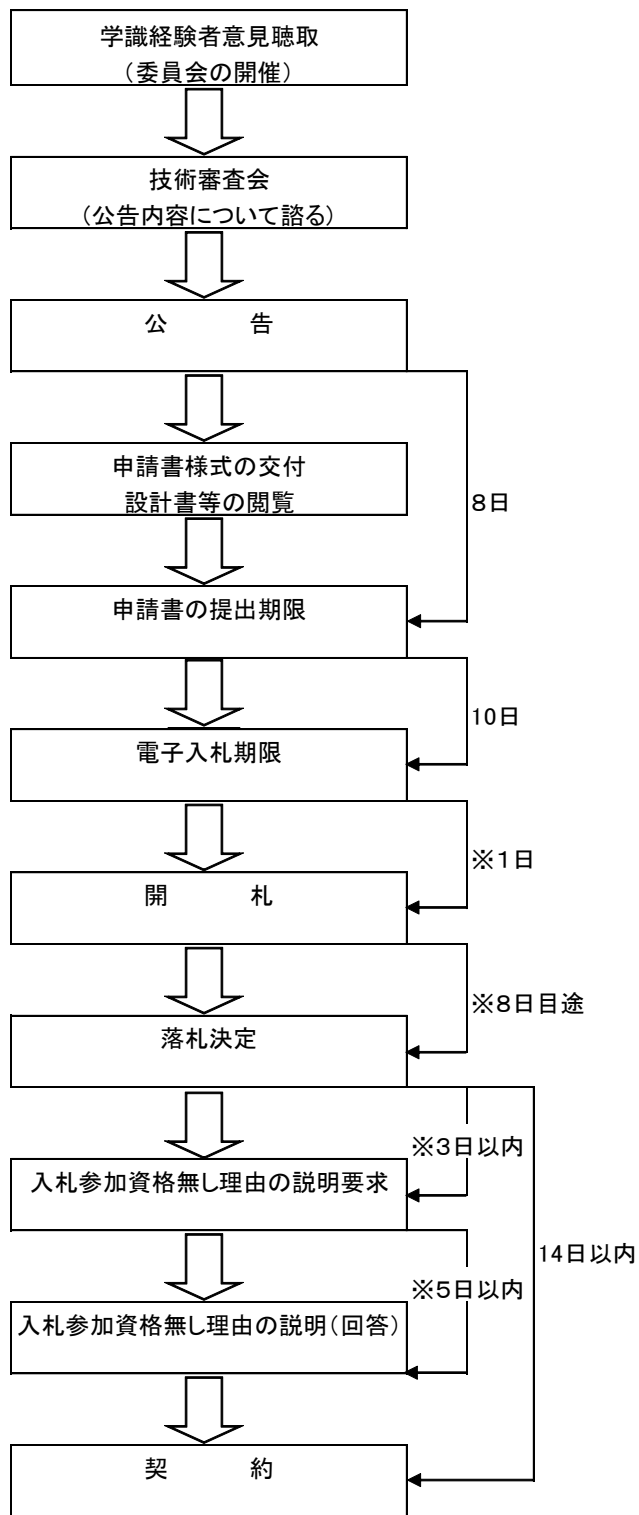
[企業評価型（紙入札）の手順]



※; 県の閉庁日を含まない。

公告～入札まで合計(標準) 20日

[企業評価型（電子入札）の手順]

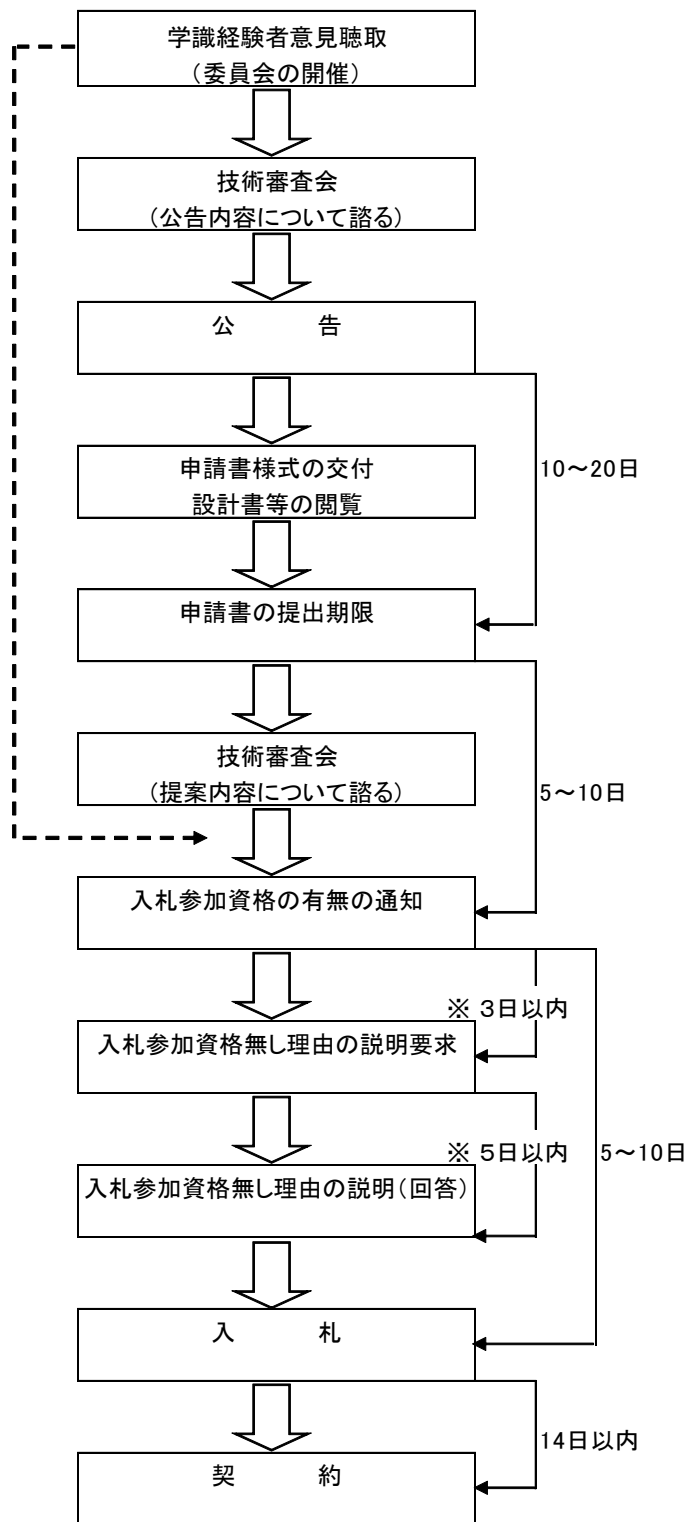


※：県の閉庁日を含まない。

落札決定まで合計（標準）27日

※案件によって、公告から開札日までの
期間は延長される。

[施工計画型（紙入札）の手順]



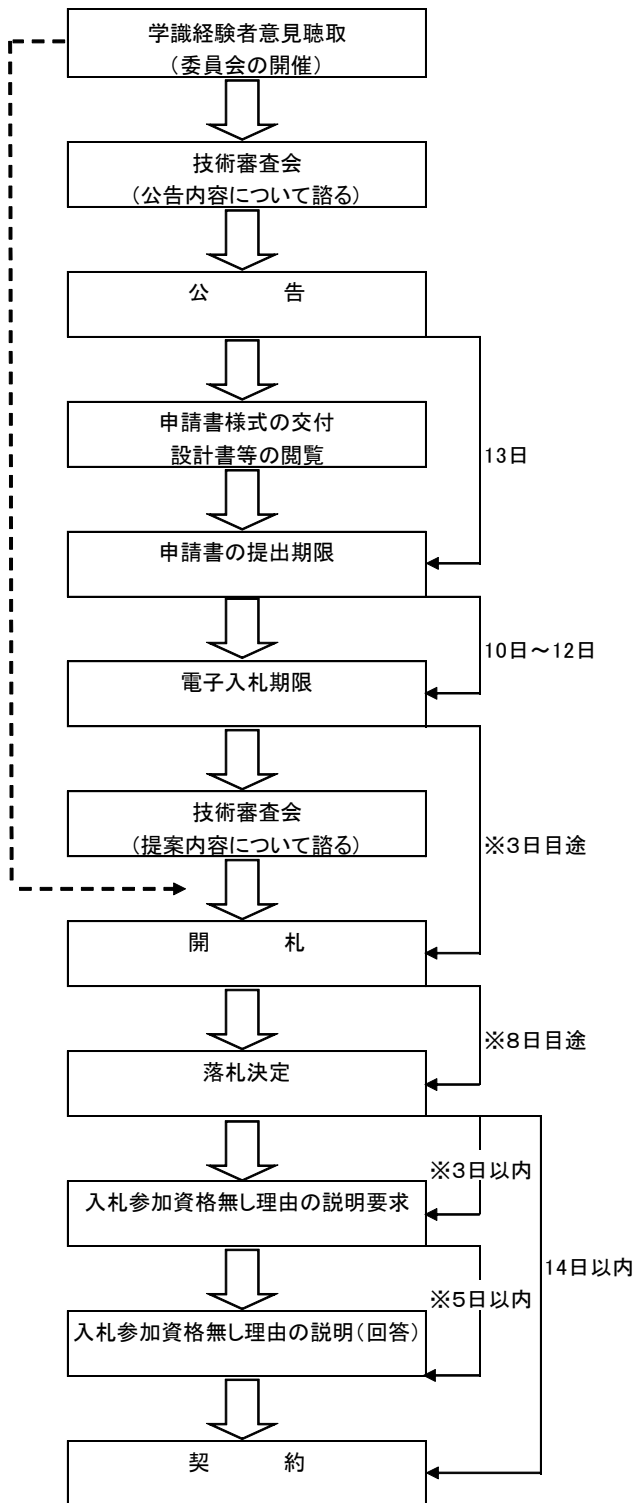
※; 県の閉庁日を含まない。

----- は、必要に応じて実施。

入札まで合計(最短) 20日

入札まで合計(最長) 40日

[施工計画型（電子入札）の手順]



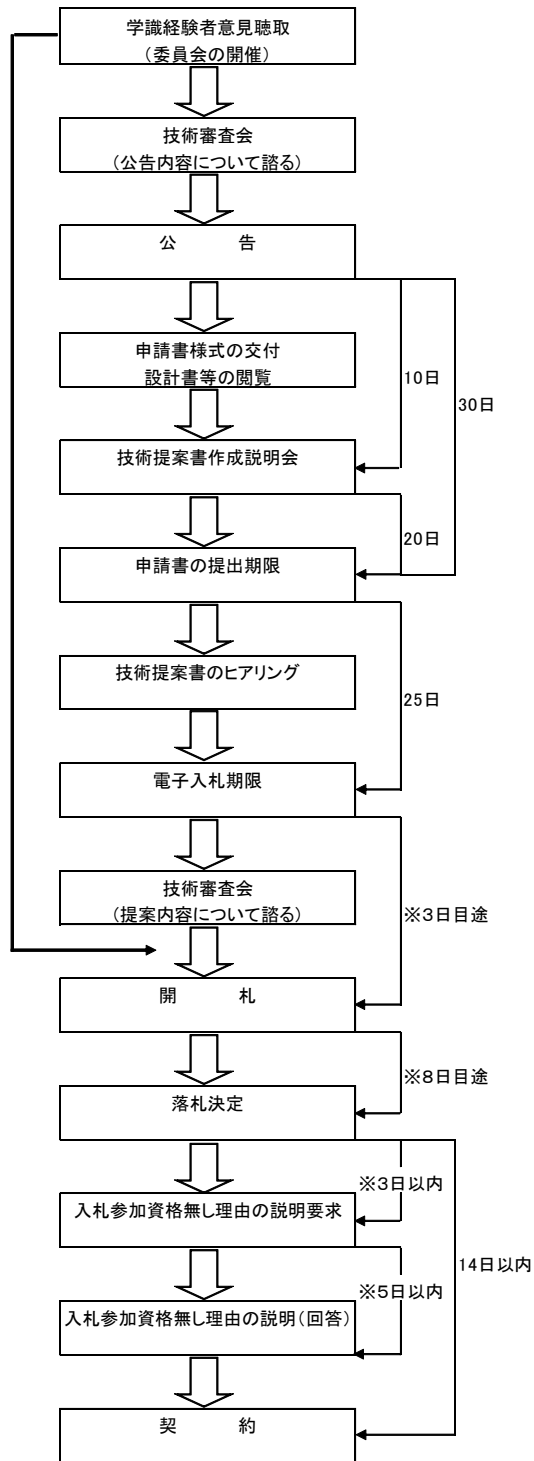
※：県の閉庁日を含まない。

----- は、必要に応じて実施。

落札決定まで合計（標準） 34～36日

※求める提案内容によって、公告から開札日までの期間は延長される。

[技術提案型（電子入札）の手順]



※: 県の閉庁日を含まない。
落札決定まで合計(標準) 66日

※求める提案内容によって、公告から開札日までの
期間は延長される。

高度技術提案型の手順については、技術提案型を参考とするが、その所要日数は個別に検討する。

3 総合評価の方法と落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。なお、評価値の算出方式は、除算方式とする。

(1) 評価値の算出方式（除算方式）

評価値＝評価点÷入札価格

＝（標準点＋加算点）÷入札価格

＝（標準点＋技術評価点＋施工体制評価点）÷入札価格

標準点：入札参加資格要件を満足する者に100点を与える。

技術評価点：技術提案に対し、評価基準に基づき評価された加算点を与える。

施工体制評価点：品質確保の体制その他の施工体制の確保状況に対し、評価基準に基づき評価された施工体制評価点を与える。

なお、評価値は小数第5位以下を切り捨て、小数点以下4桁まで表示する。

また、各評価項目の評価基準において複数の基準に該当する場合には、配点の最も高い基準のみを適用する。（例：優良工事表彰において、県知事賞（5点）と所長賞（2.5点）が該当する場合は、県知事賞のみを加点対象とする。）

(2) 技術評価点の設定

技術提案等に応じて、技術評価点の満点を10～30点の範囲で設定する。

なお、企業評価型は10点、施工計画型は25点を標準とする。

(3) 施工体制評価点の設定

技術評価点の満点を施工体制評価点の満点として設定する。

(4) 施工体制確認型総合評価方式

総合評価方式は、すべて施工体制確認型とする。

① 施工体制評価

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。

② 施工体制評価点の算定

品質確保の実効性と施工体制確保の確実性の各項目で評価し、「良」を満点、「可」を「良」の10分の4の点数、「不可」を0点とし、その合計を施工体制評価点とする。

③ 施工体制評価の技術評価点への反映

技術評価点＝開札時の技術評価点(仮) × (施工体制評価点÷施工体制評価点の満点)

④ 加算点の算定

加算点＝技術評価点＋施工体制評価点

4 企業評価型、施工計画型における審査・評価

4-1 入札公告等

技術資料等の提出を要請するにあたり、入札公告等に明示すべき事項を以下に示す。

【企業評価型、施工計画型における技術資料の提出を要請するに当たり明示すべき事項】

[技術資料の提出要請書例（入札公告記載事項）]

- (1) 公告日
- (2) 一般競争入札に付する事項（工事の概要等）
 - ・ 施工体制確認型総合評価方式を適用すること
 - ・ 審査の結果、施工計画の提案において、白紙又は著しく不適当な提案であると判断される場合には、失格とすること
- (3) 申請書及び技術提案書の作成・提出方法（技術資料の内容）
- (4) 申請者の資格要件に関する事項
- (5) 技術提案資料の提出
 - ・ 提出を求める技術提案資料
- (6) 技術的能力の審査（総合評価）に関する事項
 - ① 評価項目
 - ② 評価項目ごとの評価基準
 - ③ 得点配分
 - ④ 総合評価の方法
 - ⑤ 落札者の決定方法
 - ⑥ 評価内容の担保
 - ・ 技術提案内容の不履行の場合における措置（工事成績評定の減点、悪質な場合は指名停止を行うこと）
- (7) 設計図書の閲覧及び設計図書に関する質問
- (8) 入札参加資格の確認に関する事項
- (9) 一般競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (10) 入札に関する事項（入札の日時及び場所）及び入札条件等
- (11) 契約変更の取り扱い
- (12) 契約の保証
- (13) 低入札価格調査制度による契約締結時の取扱い
- (14) その他、実施上の留意事項
 - ① 入札参加資格の審査を開札後に行う事後審査方式による場合にあつては、入札参加者は総合評価に係る自己申請の評価点及び施工計画を入札参加資格確認申請書と併せて期限までに提出するとともに、落札候補者となった者は自己申請の評価点の挙証資料を開札後通知される期限までに提出しなければならない。
 - ② 事後審査方式によらない場合にあつては、入札参加者は入札参加資格確認申請書と併せて、総合評価に係る資料を別途様式により期限までに提出しなければならない。
 - ③ 提出された総合評価に係る自己申請の評価点の差し替えは認めない。また、提出された資料は返却しない。
 - ④ 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した費用は、入札参加者の負担とする。
なお、技術資料の提出様式等を別添する。

4-2 技術的能力の審査

当該工事の現場条件等を考慮し、適切で確実に施工が確保できるかどうかを確認するために、企業評価型における審査内容は、企業、配置予定技術者及び施工体制の評価とし、施工計画型における審査内容は、企業、配置予定技術者、簡易な施工計画及び施工体制の評価とする。

審査の結果、施工計画の提案において、白紙又は著しく不適当な提案であると判断される者については失格とする。

(1) 評価項目、評価基準及び配点

評価項目として、大別して次の項目を設定する。

(ア) 企業評価型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 施工体制の評価

$$\text{加算点} = \text{①企業の評価 (6点)} + \text{②配置予定技術者の評価 (4点)} + \text{③施工体制の評価 (10点)} \\ = 20\text{点}$$

(イ) 施工計画型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 簡易な施工計画の評価
- ④ 施工体制の評価

$$\text{加算点} = \text{①企業の評価 (6点)} + \text{②配置予定技術者の評価 (4点)} + \text{③簡易な施工計画の評価 (15点)} \\ + \text{④施工体制の評価 (25点)} = 50\text{点}$$

なお、加算点の換算方法(例)は、以下のとおり。

企業評価型(企業評価)の例

	技術力評価 (必須項目)	技術力評価 (選択項目)	地域性・社会 性評価(選択 項目)	小計	加算点 (換算値)
配点	25	15	50	90(a)	6(b)
A社	20	10	50	80(c)	5.3333

$$\text{加算点} = 6\text{点 (b)} \times 80\text{点 (c)} \div 90\text{点 (a)} \quad (\text{小数点第5位以下切り捨て})$$

各項目の具体的な内容、評価基準及び配点については、以下を標準とする。

①企業の評価

企業の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。

「技術力評価(必須項目)」

発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、

発注工事の施工に関する潜在的能力に着目して企業の技術力を評価する項目。発注工事ごとに、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、必須項目とする。

「技術力評価（選択項目）」

企業の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の特性を勘案のうえ、企業に求める技術力に応じて選択する。

「地域性・社会性評価項目（選択項目）」

建設業者として求められる社会性や発注工事の地域性に着目して、企業の社会や地域への貢献度を評価する項目。地域における課題、受注業者に求められる社会性に応じて選択する。

評価項目	評価基準	配点
技術力評価（必須項目）		
同種・類似工事の実績の有無 (平成21年度以降) (※注1、注2)	実績 1件	10点
	実績 0件	0点
同種・類似工事の成績評定 (平成28年度以降) 高知県(県警本部は除く。)発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 (※注1、注2、注3)	成績評定点 80点以上	15点
	” 78点以上80点未満	12.5点
	” 76点以上78点未満	10点
	” 74点以上76点未満	7.5点
	” 72点以上74点未満	5点
	” 70点以上72点未満	2.5点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) 高知県発注工事に限る (※注4)	成績評定 65点未満 無	0点
	” 有	-5点
技術力評価（選択項目）		
優良工事表彰の有無 (平成28年度以降) (※注1、注2、注5)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞	5点
	他機関表彰 受賞 (※注6) 又は高知県表彰(所長賞)受賞	2.5点
	表彰 無	0点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000 シーズ と併せてISO 14000 シーズ 又はエコアクション 21を取得	5点
	ISO 9000 シーズ、ISO 14000 シーズ 又はエコアクション 21のいずれかを取得	2.5点
	ISO認証及びエコアクション認証未取得	0点
舗装工事施工体制 (AS舗装工事に適用) (※注7)	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	10点
	ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	5点

	ASフィニッシャを自社保有又は長期（1年以上）リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する。	0点
法面工事の施工体制 （グラウンドアンカー工、 現場吹付法砕工、ロックネ ット工等に適用）	当該工事の法面工（指定した工種）の全部を自社で施工する。	10点
	当該工事の法面工（指定した工種）の一部を下請に発注して施工する。	0点
地域性・社会性評価（選択項目）		
地域内拠点の有無 （※注8）	当該工事と同一市町村内に建設業法上の主たる営業所 有	10点
	当該工事と同一市町村内に建設業法上の従たる営業所 有	5点
	当該工事と同一市町村内に建設業法上の営業所 無	0点
自社工場（製作）の有無 （※注9）	県内自社工場による製作 有	10点
	〃 無	0点
若手技術者の育成の状況 （※注10）	41歳未満の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 有	5点
	〃 無	0点
地域ボランティアの有無 （前年度実績） （※注11）	地域点数 20点以上相当	10点
	〃 15点以上20点未満相当	8点
	〃 10点以上15点未満相当	6点
	〃 5点以上10点未満相当	4点
	〃 1点以上5点未満相当	2点
	ボランティア活動 無	0点
重機保有の有無 （自社保有又は長期（1年 以上）リースによるもの） （※注12）	経営事項審査で評価対象の建設機械（種類）を3台以上保有	10点
	〃 2台保有	7.5点
	〃 1台保有	5点
	経営事項審査で評価対象の建設機械（種類）の保有 無	0点
消防団への加入又は消防 団協力事業所表示制度の 認定の状況 （前年度）（※注13）	加入又は認定 有	10点
	加入又は認定 無	0点
BCPの認定の状況 （※注14）	BCPの認定 有	10点
	BCPの認定 無	0点
独占禁止法違反等による 指名停止の状況 （公告日以前1年間） （※注15）	指名停止 無	0点
	指名停止 有	-10点
合計	〇〇点（企業評価型：合計点を6点に換算する。） （施工計画型：合計点を6点に換算する。）	

注1：同種・類似工事の設定は、工事の内容に応じて設定する。

また、「〇年度以降」と設定している評価項目にあっては、入札実施年度の実績等（入札参加申請時点までに工事が完了し挙証資料が提出できるものに限る。）も含むものとする。

注2：高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者（受注者が共同企業体であるときは、代

表構成員及びその他の構成員)は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反する行為により独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- (2) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事
- (3) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- (4) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

注3：同種・類似工事の成績評定は、県発注実績の状況を踏まえて、同種・類似工事の実績の対象とする契約金額の基準と異なる額の基準により対象とすることができるものとする。また、発注実績がない工事等評価対象とすることが不適当な案件については、例外的に選択しないことができるものとする。高知県(県警本部は除く。)発注工事の実績がない場合であって、国土交通省発注工事の実績がある場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。

注4：直近の成績評定の最低点は、県発注工事の同一業種に限らず、全業種の成績評定を対象とするものとする。

なお、当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が65点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。

注5：高知県表彰(高知県優良建設工事施工者表彰実施要領による知事賞、優良賞又は優良建設工事の土木事務所長表彰実施要領による所長賞に限る。)及び他機関表彰は、発注工事と同一業種の表彰に限り評価対象とする。また、所長賞はこれと同等とされるもの(土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等)を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。

注6：他機関表彰は、国土交通省表彰のうち局長表彰又は事務所長表彰を対象とする(表彰種別は問わない)。

注7：舗装工事施工体制におけるASフィニッシュは、台数及び規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約の場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。

なお、自社施工の有無に係るAS舗装工とは、路盤を含まない、基層より上層の施工を指す。

注8：地域内拠点の有無についての公告の例は、別に定める公告例による。

注9：自社工場（製作）については、鋼橋上部工、PC橋上部工、水門、ゲート設備工等で工場製作を伴う工事に適用するものとし、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作する場合に評価の対象とする。

注10：若手技術者の育成の状況については、次のいずれかに該当する場合に評価の対象とする。（2）の現場代理人として配置する当該技術職員は、入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることが必要である。41歳未満の技術職員を主任（監理）技術者と現場代理人に1名ずつ配置する場合でも、1名分のみの加点（5点）とする。

（1）当該公告工事の配置技術者要件として求める資格を有し、かつ開札日において41歳未満の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合

（2）当該公告工事の種類に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ開札日において41歳未満の技術職員を現場代理人として配置する場合

注11：土木事務所案件においては、当該土木事務所の所管区域外での実績は評価しないこととすることができる。また、土木事務所所内事務所管内での案件においては、当該所内事務所の所管区域外での実績は評価しないこととすることができる。

また、この項目でいう「地域点数」は、高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数算定方法等要領 第3の3（8）地域ボランティア に基づき算定した点数をいうが、別の挙証資料により算定対象となることが証明できれば、県の入札参加資格審査申請における地域点数の審査対象としていないものも含めることができる。

注12：評価対象とする重機は、経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械（ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン・パイルドライバー（アタッチメント付き）、ブルドーザー（3t～）、トラクターショベル（0.4m³～）、移動式クレーン（3t吊～）、ダンプトラック（5t積～）、モーターグレーダー（5t～）とし、発注工事によって変えることはしない。また、その他の規格等は問わないが、定められた検査等を受け実際に使用可能な状況のものを対象とする。リース契約の場合は、その契約期間内に公告日を含むものであること。連結会社が保有するものは対象としない。

注13：消防団への加入の状況については、工事現場所在地に係る市町村の消防団又は一部事務組合等の消防団に従事しており、代表者又は申請者に雇用されている職員を評価の対象とする。ただし、申請者に雇用されている職員については、申請者に雇用された状態での従事实績に限る。

消防団協力事業所表示制度の認定の状況については、前年度において工事現場所在地に係る市町村又は一部事務組合等に消防団協力事業所として認定されていた期間がある場合に限るものとする。

注14：BCPの認定の状況については、高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会の審査を受け、災害時の事業継続力を備えている建設会社として認定証を交付されている場合（開札日において有効なものに限る。）に評価の対象とする。

なお、高知県建設業BCP審査会による審査対象は、高知県建設工事入札参加資格者名簿において土木一式工事のA等級又はB等級に格付け掲載されている者とされているため、該当する者を入札参加者とする場合に、評価項目として選択できるものとする。

注15：独占禁止法違反等による指名停止の状況については、平成25年4月1日以後に公告を行った一般競争入札又は指名通知を行った指名競争入札（高知県発注工事に限る。）において独占禁止法

第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、公告日以前1年間に
 おいて、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づき、当該
 不正行為に係る指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。

【登録基幹技能者の活用の評価（試行）について】

土木政策課（契約担当）で行う入札において、一部の案件で「登録基幹技能者の活用」について
 評価を試行するものとし、必要に応じて評価項目とすることができるものとする。

- (1) 登録基幹技能者 熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に
 作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者として、建設業法施行規則第18条の3に
 基づき、国土交通大臣登録機関（専門工事業団体等）の講習を修了し資格認定を受けた者。要
 件は、次のページに記載されている。 <http://www.yoi-kensetsu.com/kiikan/about.html>
- (2) 該当する工種は、案件ごとに必要に応じて設定できるものとする。
- (3) 技術力評価において評価するものとし、評価基準及び配点は次のとおりとする。

登録基幹技能者の活用	登録基幹技能者の活用 有	5点
	〃 無	0点

- (4) 登録基幹技能者の配置要件その他必要事項は、別に定める。

② 配置予定技術者の評価

配置予定技術者の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。

「技術力評価（必須項目）」

発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、
 発注工事の施工に関しての潜在的能力に着目して配置予定技術者の技術力を評価する項目。発注
 工事ごとに、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、必須項目とする。

「技術力評価（選択項目）」

配置予定技術者の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の特性を勘案
 のうえ、配置予定技術者に求める技術力に応じて選択する。

評価項目	評価基準	配点
技術力評価（必須項目）		
同種・類似工事の従事実績の 有無 （平成21年度以降） （※注1）	実績 1件	10点
	実績 0件	0点
同種・類似工事の成績評定 （平成28年度以降） 高知県（県警本部は除く。）発注 工事の成績評定点。ただし、高 知県発注工事の実績がない場 合は、国土交通省発注工事の成	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上80点未満	12.5点
	〃 76点以上78点未満	10点
	〃 74点以上76点未満	7.5点
	〃 72点以上74点未満	5点
〃 70点以上72点未満	2.5点	

績評定点とする。(※注1、注3)	70点未満	0点
技術力評価(選択項目)		
優良工事表彰の有無 (平成28年度以降) (※注1、注5)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞	5点
	他機関表彰 受賞 (※注6) 又は 高知県表彰(所長賞)を受賞	2.5点
	表彰 無	0点
継続学習制度(CPD)への 取組(取得単位数) (一社)全国土木施工管理技士 会連合会、(公社)日本技術士会、 (公社)日本建築士会連合会、 建築設備士関係団体CPD協議 会、(公社)土木学会のいずれ かの取得単位数 (有効期間:過去5年間) (※注16)	推奨単位の10分の8以上	10点
	10分の5以上10分の8未満	7.5点
	10分の3以上10分の5未満	5点
	10分の1以上10分の3未満	2.5点
	10分の1未満	0点
配置予定技術者の資格 (※注17)	(例)特定の業種に関する1級国家資格を有する (業種:土木一式、舗装などを指定)	10点
	上記以外の資格を有する	0点
合計	〇〇点(企業評価型:合計点を4点に換算する。) (施工計画型:合計点を4点に換算する。)	

注1、注3、注5、注6:「企業の評価」と同様の取扱いとする。

注16: CPDへの取組は、表記の5団体のCPDに限るものとするが、専門工事については工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。

○各団体推奨単位数

- ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会
20ユニット/年 ⇒ 100ユニット/5年間
- ・(公社)日本技術士会
50CPD時間/年 ⇒ 250CPD時間/5年間
- ・(公社)日本建築士会連合会
12単位/年 ⇒ 60単位/5年間
※従来行っていた換算の取扱いは、行わない。
- ・建築設備士関係団体CPD協議会
250単位/5年間
- ・(公社)土木学会
50単位/年 ⇒ 250単位/5年間

注17: 配置予定技術者の資格の評価については、1級国家資格に技術士も含む取扱いとする。また、1級国家資格以外に、次の専門資格を設定できるものとし、公告における記載例は、別に定め

る公告例による。

設定可能な専門資格

- ・ 施工環境監理者（漁港工事）
- ・ 舗装施工管理技術者（舗装工事）
- ・ 地すべり防止工事士（地すべり防止工事）

【「企業」と「配置予定技術者」の評価に関する補足説明】

「企業」と「配置予定技術者」については、別途定める様式にて、資料を求める。

同種・類似工事の成績評定については、技術提案時に「工事成績評定について（通知）」を添付書類として提出を求めることとする。

③簡易な施工計画について

技術提案時の施工計画に関する評価項目は、工事の特性に応じて下記の項目から選択する。簡易な施工計画は、A4用紙に1枚での技術提案を原則とする。

また、必要以上の過度な提案（以下「オーバースペック」という。）については、その内容を具体的に示し、評価しないことを公告に明記する。

オーバースペックの明記については、共通仕様書、工事ごとの特記仕様書及び施工条件明示書を踏まえて、評価項目や評価基準に沿った内容となるように記載すること。

（例：安全対策における必要以上の交通整理人の増員配置、不必要な現地試験（水質調査、振動・騒音調査）等など）

評価項目	評価基準	配点
工程管理に関する所見	各工程の工期、手順が適切で、特に優れた工夫がある	15点
	各工程の工期、手順が適切で、優れた工夫がある	10点
	各工程の工期、手順が適切で、工夫がある	5点
	各工程の工期、手順が適切である	0点
材料等の品質管理に関する所見	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、特に優れた工夫がある	15点
	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、優れた工夫がある	10点
	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、工夫がある	5点
	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などが適切である	0点
施工上の課題に関する所見	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、特に優れた工夫がある	15点
	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、優れた工夫がある	10点

	(発注者の指定した) 施工上の課題に対して、工夫がある	5点
	(発注者の指定した) 施工上の課題に対して、適切である	0点
施工上配慮すべき事項に関する所見	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、特に優れた工夫がある	15点
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、優れた工夫がある	10点
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、工夫がある	5点
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ適切である	0点
合計	〇〇点 (施工計画型：合計点を15点に換算する。)	

④施工体制の評価

評価項目	評価基準		配点
※施工体制の評価 () 内は企業評価型	品質確保の実効性	良	12.5点 (5点)
		可	5点 (2点)
		不可	0点 (0点)
	施工体制確保の確実性	良	12.5点 (5点)
		可	5点 (2点)
		不可	0点 (0点)
合計	25点満点 (10点満点)		

5 技術提案型・高度技術提案型における審査・評価

5-1 入札公告等

技術資料等の提出を要請するにあたり、入札公告等に明示すべき事項は、4-1の【企業評価型・施工計画型における技術資料の提出を要請するに当たり明示すべき事項】を参考に定める。

5-2 技術提案の審査・評価

(1) 評価項目及び評価規準

技術提案型及び高度技術提案型については、以下の項目を参考に技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性について審査・評価を行う。

① 施工計画

- ・技術提案に係る具体的な施工計画

② 技術提案

- ②-1 総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ②-2 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ②-3 社会的要請への対応に関する技術提案

その他企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられる。以下に、

各評価項目の具体的な内容について示す。

① 施工計画について

施工計画を提出してもらう際の評価項目と評価基準の例としては、下表のような例が考えられる。

評価項目	評価基準
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・ 与条件との整合性 ・ 技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている

② 技術提案について

②-1 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合

総合的なコスト縮減に対する技術提案を求める場合の工事条件の例として、下表のような例が考えられる。

評価項目	評価基準
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容 ・ ライフサイクルコスト ・ その他（補償費等）	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について ・ 提案数値による定量評価（優／良／可の判定等） ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） 発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）

②-2 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合

工事目的物の性能や機能の向上に関する技術提案を求める場合の想定される工事条件の例として、例えば

- ・ 走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事
- ・ 周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事
- ・ コンクリート等の特別な品質管理・出来高管理が求められるトンネル、建築物等の補修・補強工事等が考えられる。

評価項目	評価基準
------	------

工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等) 発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案について <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)
	(性能、機能に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装構造提案による走行騒音値 ・ 単位時間あたりのポンプ排水量 ・ 建築物の断熱性能 等

②-3 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合

現実の社会生活の環境、例えば交通を確保しつつ、自然環境保護を維持しながら工事しなくてはならない場合などは、以下の表のような項目と評価基準が考えられる。

想定される工事条件としては、

- ・ 鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施行を伴う工事
 - ・ 交通量の多い幹線道路等での通行規制を伴う工事
 - ・ 自然保護区域内や希少動物への配慮が必要な工事
- 等が挙げられる。

評価項目	評価基準
社会的要請への対応に関する技術提案内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の維持 ・ 交通の確保 ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策 ・ リサイクル対策 	社会的要請への対応に関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等) 発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)

	<p>(環境の維持に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事排水のSS (浮遊物質) 値 ・ 施行騒音の低減値 ・ 施行ヤードの裸地面積 等 <p>(交通の確保に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 (通行止め、車線規制等) の短縮日数 等 <p>(特別な安全対策に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者用通路幅 等 <p>(省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、伐開除根材等のリサイクル率 ・ 分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等
--	---

6 その他の留意事項

6-1 評価内容の担保

(1) 技術力評価の項目として舗装工事施工体制又は法面工事の施工体制を選択し総合評価を実施しようとする場合において、AS舗装工又は法面工を自社で施工すると申請して加算を受け、落札者となった者については、自社で施工したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社施工を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置を行うものとする(－8点)。

また、地域性・社会性評価の項目として自社工場(製作)の有無を選択し総合評価を実施しようとする場合において、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作すると申請して加算を受け、落札者となった者については、当該自社工場で製作したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社工場製作を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置を行うものとする(－8点)。

これらの取扱いは、入札公告に明記する。

なお、「工事成績評定」の入力(減点)に当たっては、「8 法令遵守等」(総括監督員入力)の項目に入力すること。

(2) 施工計画型、技術提案型及び高度技術提案型の総合評価方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札公告や特記仕様書に明記する。

実際の施工に際しては、技術提案の内容に応じた施工方法により施工し、提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、次の措置を行う。以下に施工計画型を例に措置方法を示す。

【措置方法（ペナルティー）】

施工計画型は、施工計画を対象とし、工事成績評定の減点措置を行う。

「工事成績評定」の入力（減点）にあたっては、「8 法令遵守等」（総括監督員入力）の項目に入力すること。

【施工計画型における工事成績評定の具体的な減点措置】

施工計画評価の項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して、達成されなかった項目に対し、1項目当たり－2点の減点措置を行う。

また、減点措置は最大－10点までとし、以下の計算式により算出する。

工事成績評定の減点値

$$= (A - B) \times (-2) \text{ 点}$$

A：入札時に提案され評価された施工計画の項目数

B：Aに対して施工後の評価における施工計画の項目数

【例】

$$\left. \begin{array}{l} \text{○当初『良』評価した項目数} \cdots \cdots 3 \text{ 項目} \\ \text{施工後『良』の評価} \cdots \cdots \cdots 1 \text{ 項目} \end{array} \right\} \rightarrow (3 - 1) \text{ 項目} \times \text{「} - 2 \text{ 点」} \\ \hspace{15em} = \text{「} - 4 \text{ 点」}$$

6-2 中立・公正な審査・評価の確保

(1) 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式の実施に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項の規定並びに高知県土木部総合評価委員会設置要綱（平成18年9月7日付け18高建管第321号）第4条の規定に基づき、落札者の決定基準を定めようとするときには、発注者の恣意的な判断の排除及び客観性の確保のため、高知県土木部総合評価委員会（以下「委員会」という。）の委員から意見聴取を行う。この意見聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴き、意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ委員の意見を聴くものとする。

ただし、企業評価型及び施工計画型については、落札者決定基準を定めようとするとき、また、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見聴取は、委員会に対して一括して諮ることができる。

意見聴取は、意見を聴く場を設ける方法等の他、個別に意見を聴く方法によることができるものとし、やむを得ない場合には、電話・ファックス・電子メール等の方法によることができるものとする。

(2) 技術提案に関する秘密の保持

技術提案については、各企業の知的財産であることを考慮し、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようすること等、発注者はその取り扱いに留意する。

6-3 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、

あらかじめ入札公告等において明らかにする。

(1) 入札開始時

総合評価方式を適用する工事では、入札公告等で必要な事項を明記する。

(2) 落札者決定後

総合評価方式により落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 入札参加者
- ② 各入札参加者の入札価格
- ③ 各入札参加者の技術評価点
- ④ 各入札参加者の評価値

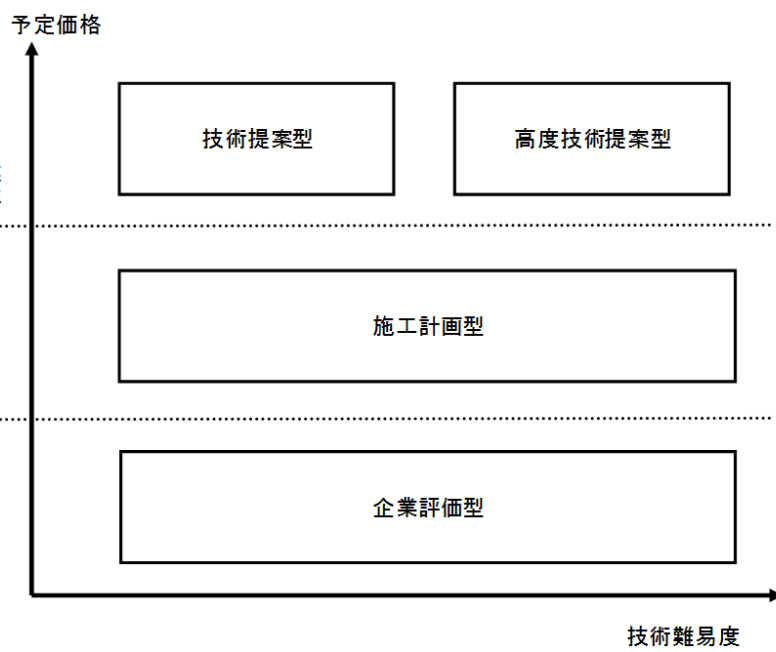
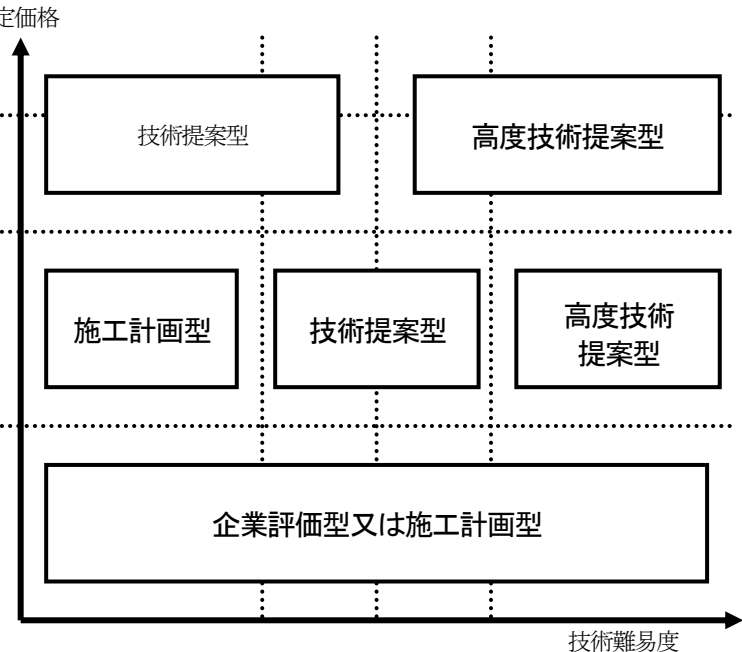
「総合評価方式評価結果一覧表」にて公表を行う。

(3) 苦情申立て等への対応

競争入札参加資格や技術提案資料の審査により、競争入札への参加資格がないと認められた者から、苦情の申立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

また、落札できなかった入札者から苦情の申立てがあったときは、申立者に対して、適切に説明することとし、更に苦情がある者に対しては、高知県入札・契約監視委員会による審議の結果を踏まえ回答する。

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領新旧対照表

新	旧
<p>1 総合評価方式の選定</p> <p>【総合評価方式 適用表】</p>  <p>2・3 (略)</p> <p>4 企業評価型、施工計画型における審査・評価</p> <p>4-1 略</p> <p>4-2 技術的能力の審査</p>	<p>1 総合評価方式の選定</p> <p>【総合評価方式 適用表】</p>  <p>2・3 (略)</p> <p>4 企業評価型、施工計画型における審査・評価</p> <p>4-1 略</p> <p>4-2 技術的能力の審査</p>

新	旧																																																																				
<p>(1) 評価項目、評価基準及び配点</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>各項目の具体的な内容、評価基準及び配点については、以下を標準とする。</p> <p>① 企業の評価</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価項目</th> <th style="width: 40%;">評価基準</th> <th style="width: 30%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">技術力評価（必須項目）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同種・類似工事の実績の有無 (平成21年度以降) (※注1、注2)</td> <td>実績 1件</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>実績 0件</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">同種・類似工事の成績 評定 (平成28年度以降) 高知県（県警本部は除く。）発注工事の成績評 定。ただし、高知県 発注工事の実績がない 場合は、国土交通省発 注工事の成績評定点と する。 (※注1、注2、注3)</td> <td>成績評定の平均点 80点以上</td> <td style="text-align: center;">15点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 78点以上80点未満</td> <td style="text-align: center;">12.5点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 76点以上78点未満</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 74点以上76点未満</td> <td style="text-align: center;">7.5点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 72点以上74点未満</td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 70点以上72点未満</td> <td style="text-align: center;">2.5点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 70点未満</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">技術力評価（選択項目）</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	技術力評価（必須項目）			同種・類似工事の実績の有無 (平成21年度以降) (※注1、注2)	実績 1件	10点	実績 0件	0点	同種・類似工事の成績 評定 (平成28年度以降) 高知県（県警本部は除く。）発注工事の成績評 定。ただし、高知県 発注工事の実績がない 場合は、国土交通省発 注工事の成績評定点と する。 (※注1、注2、注3)	成績評定の平均点 80点以上	15点	" 78点以上80点未満	12.5点	" 76点以上78点未満	10点	" 74点以上76点未満	7.5点	" 72点以上74点未満	5点	" 70点以上72点未満	2.5点	" 70点未満	0点	(略)			技術力評価（選択項目）			<p>(1) 評価項目、評価基準及び配点</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>各項目の具体的な内容、評価基準及び配点については、以下を標準とする。</p> <p>① 企業の評価</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価項目</th> <th style="width: 40%;">評価基準</th> <th style="width: 30%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">技術力評価（必須項目）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">同種・類似工事の実績の有無 (平成20年度以降) (※注1、注2)</td> <td>実績 3件以上 (※注3)</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>実績 2件</td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>実績 1件</td> <td style="text-align: center;">2.5点</td> </tr> <tr> <td>実績 0件</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">同種・類似工事の成績 評定 (平成25年度以降) 高知県（県警本部は除く。）発注工事3件の平 均値。ただし、3件に 満たない場合は、国土 交通省発注工事の実績 と合わせて3件までと する。なお、建築工事 については、高知県（県 警本部は除く。）発注工 事のみを対象とする。 (※注1、注2、注4)</td> <td>成績評定の平均点 80点以上</td> <td style="text-align: center;">15点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 78点以上80点未満</td> <td style="text-align: center;">12.5点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 76点以上78点未満</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 74点以上76点未満</td> <td style="text-align: center;">7.5点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 72点以上74点未満</td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 70点以上72点未満</td> <td style="text-align: center;">2.5点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 70点未満</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">技術力評価（選択項目）</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	技術力評価（必須項目）			同種・類似工事の実績の有無 (平成20年度以降) (※注1、注2)	実績 3件以上 (※注3)	10点	実績 2件	5点	実績 1件	2.5点	実績 0件	0点	同種・類似工事の成績 評定 (平成25年度以降) 高知県（県警本部は除く。）発注工事3件の平 均値。ただし、3件に 満たない場合は、国土 交通省発注工事の実績 と合わせて3件までと する。なお、建築工事 については、高知県（県 警本部は除く。）発注工 事のみを対象とする。 (※注1、注2、注4)	成績評定の平均点 80点以上	15点	" 78点以上80点未満	12.5点	" 76点以上78点未満	10点	" 74点以上76点未満	7.5点	" 72点以上74点未満	5点	" 70点以上72点未満	2.5点	" 70点未満	0点	(略)			技術力評価（選択項目）		
評価項目	評価基準	配点																																																																			
技術力評価（必須項目）																																																																					
同種・類似工事の実績の有無 (平成21年度以降) (※注1、注2)	実績 1件	10点																																																																			
	実績 0件	0点																																																																			
同種・類似工事の成績 評定 (平成28年度以降) 高知県（県警本部は除く。）発注工事の成績評 定。ただし、高知県 発注工事の実績がない 場合は、国土交通省発 注工事の成績評定点と する。 (※注1、注2、注3)	成績評定の平均点 80点以上	15点																																																																			
	" 78点以上80点未満	12.5点																																																																			
	" 76点以上78点未満	10点																																																																			
	" 74点以上76点未満	7.5点																																																																			
	" 72点以上74点未満	5点																																																																			
	" 70点以上72点未満	2.5点																																																																			
" 70点未満	0点																																																																				
(略)																																																																					
技術力評価（選択項目）																																																																					
評価項目	評価基準	配点																																																																			
技術力評価（必須項目）																																																																					
同種・類似工事の実績の有無 (平成20年度以降) (※注1、注2)	実績 3件以上 (※注3)	10点																																																																			
	実績 2件	5点																																																																			
	実績 1件	2.5点																																																																			
	実績 0件	0点																																																																			
同種・類似工事の成績 評定 (平成25年度以降) 高知県（県警本部は除く。）発注工事3件の平 均値。ただし、3件に 満たない場合は、国土 交通省発注工事の実績 と合わせて3件までと する。なお、建築工事 については、高知県（県 警本部は除く。）発注工 事のみを対象とする。 (※注1、注2、注4)	成績評定の平均点 80点以上	15点																																																																			
	" 78点以上80点未満	12.5点																																																																			
	" 76点以上78点未満	10点																																																																			
	" 74点以上76点未満	7.5点																																																																			
	" 72点以上74点未満	5点																																																																			
	" 70点以上72点未満	2.5点																																																																			
" 70点未満	0点																																																																				
(略)																																																																					
技術力評価（選択項目）																																																																					

新			旧		
優良工事表彰の有無 (平成28年度以降) (※注1、注2、注5)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞	5点	優良工事表彰の有無 (平成27年度以降) (※注1、注2、注6)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞	5点
	他機関表彰 受賞 (※注6) 又は高知県表彰(所長賞)受賞	2.5点		他機関表彰 受賞 (※注7) 又は高知県表彰(所長賞)受賞	2.5点
	表彰 無	0点		表彰 無	0点
(略)			(略)		
地域性・社会性評価(選択項目)			地域性・社会性評価(選択項目)		
(略)			(略)		
合計	〇〇点(企業評価型:合計点を6点に換算する。) (施工計画型:合計点を6点に換算する。)		合計	〇〇点(企業評価型:合計点を6点に換算する。) (施工計画型:合計点を6点に換算する。)	
注1・注2 略			注1・注2 略		
(削除)			注3:同種・類似工事の実績件数については、原則として工事内容に応じた変更は行わないものとする。		
注3:同種・類似工事の成績評定は、県発注実績の状況を踏まえて、同種・類似工事の実績の対象とする契約金額の基準と異なる額の基準により対象とすることができるものとする。また、発注実績がない工事等評価対象とすることが不適当な案件については、例外的に選択しないことができるものとする。高知県(県警本部は除く。)発注工事の実績がない場合であって、国土交通省発注工事の実績がある場合は、 <u>国土交通省発注工事の成績評定点</u> とする。			注4:同種・類似工事の成績評定は、県発注実績の状況を踏まえて、同種・類似工事の実績の対象とする契約金額の基準と異なる額の基準により対象とすることができるものとする。また、発注実績がない工事等評価対象とすることが不適当な案件については、例外的に選択しないことができるものとする。高知県(県警本部は除く。)発注工事の件数が3件に満たない場合であって、国土交通省発注工事の実績がある場合は、 <u>その実績と合わせて、成績評定の平均点を算出するものとする。</u> <u>なお、建築工事については、高知県(県警本部は除く。)発注工事のみを対象とする。</u>		
注4:(略)			注5:(略)		
注5:(略)			注6:(略)		
注6:(略)			注7:(略)		
注7:(略)			注8:(略)		
注8:(略)			注9:(略)		
注9:(略)			注10:(略)		

新			旧		
注10：(略) 注11：(略) 注12：(略) 注13：(略) 注14：(略) 注15：(略)			注11：(略) 注12：(略) 注13：(略) 注14：(略) 注15：(略) 注16：(略)		
(略)			(略)		
② 配置予定技術者の評価			② 配置予定技術者の評価		
(略)			(略)		
評価項目	評価基準	配点	評価項目	評価基準	配点
技術力評価（必須項目）			技術力評価（必須項目）		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成21年度以降) (※注1)	実績 1件	10点	同種・類似工事の従事実績の有無 (平成20年度以降) (※注1)	実績 3件以上 (※注3)	10点
	実績 0件	0点		実績 2件	5点
同種・類似工事の成績 評定 (平成28年度以降) 高知県（県警本部は除く。）発注工事の成績評 定。ただし、高知県 発注工事の実績がない 場合は、国土交通省発 注工事の成績評定点と する。 (※注1、注3)	成績評定の平均点 80点以上	15点		実績 1件	2.5点
	〃 78点以上80点未満	12.5点		実績 0件	0点
	〃 76点以上78点未満	10点	同種・類似工事の成績 評定 (平成25年度以降) 高知県（県警本部は除 く。）発注工事3件の平 均値。ただし、3件に 満たない場合は、国土 交通省発注工事の実績 と合わせて3件までと する。なお、建築工事 については、高知県（県 警本部は除く。）発注工 事のみを対象とする。 (※注1、注4)	成績評定の平均点 80点以上	15点
	〃 74点以上76点未満	7.5点		〃 78点以上80点未満	12.5点
	〃 72点以上74点未満	5点		〃 76点以上78点未満	10点
	〃 70点以上72点未満	2.5点		〃 74点以上76点未満	7.5点
〃 70点未満	0点	〃 72点以上74点未満		5点	
				〃 70点以上72点未満	2.5点
			〃 70点未満	0点	

新				旧			
技術力評価（選択項目）				技術力評価（選択項目）			
優良工事表彰の有無 （平成28年度以降） （※注1、注5）	高知県表彰（知事賞又は優良賞）受賞		5点	優良工事表彰の有無 （平成27年度以降） （※注1、注6）	高知県表彰（知事賞又は優良賞）受賞		5点
	他機関表彰 受賞（※注6） 又は高知県表彰（所長賞）受賞		2.5点		他機関表彰 受賞（※注7） 又は高知県表彰（所長賞）受賞		2.5点
	表彰 無		0点		表彰 無		0点
合計				合計			
		〇〇点（企業評価型：合計点を4点に換算する。） （施工計画型：合計点を4点に換算する。）				〇〇点（企業評価型：合計点を4点に換算する。） （施工計画型：合計点を4点に換算する。）	
注16：（略） 注17：（略）				注17：（略） 注18：（略）			
③ （略）				③ （略）			
④ （略）				④ （略）			
5 （略）				5 （略）			
6 その他の留意事項				6 その他の留意事項			
6-1 評価内容の担保				6-1 評価内容の担保			
<p>（1）技術力評価の項目として舗装工事施工体制又は法面工事の施工体制を選択し総合評価を実施しようとする場合において、AS舗装工又は法面工を自社で施工すると申請して加算を受け、落札者となった者については、自社で施工したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社施工を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置を行うものとする（－8点）。</p> <p>また、地域性・社会性評価の項目として自社工場（製作）の有無を選択し総合評価を実施しようとする場合において、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作すると申請して加算を受け、落札者となった者については、当該自社工場で製作したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社工場製作を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置を行うものとする（－8点）。</p>				<p>（1）技術力評価の項目として舗装工事施工体制を選択し総合評価を実施しようとする場合において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受け、落札者となった者については、自社で施工したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社施工を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置を行うものとする（－8点）。</p> <p>また、地域性・社会性評価の項目として自社工場（製作）の有無を選択し総合評価を実施しようとする場合において、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作すると申請して加算を受け、落札者となった者については、当該自社工場で製作したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社工場製作を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置を行うものとする（－8点）。</p> <p>これらの取扱いは、入札公告に明記する。</p>			

新	旧
<p>これらの取扱いは、入札公告に明記する。</p> <p>なお、「工事成績評定」の入力（減点）に当たっては、「8 法令遵守等」（総括監督員入力）の項目に入力すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>なお、「工事成績評定」の入力（減点）に当たっては、「8 法令遵守等」（総括監督員入力）の項目に入力すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(以下略)</p>